

フランス植民地帝国の変容と植民地独立

——チュニジアとモロッコの事例から——

池田 亮

キーワード：フランス植民地帝国／脱植民地化／冷戦／チュニジア／モロッコ

1. はじめに

2019年11月16日、国際文化研究科が主催した公開講座において、私は研究内容を報告する形で講義を行なった。以下ではその内容を要約することで、私の研究内容を紹介したい。

私が専門とするのは、フランスの脱植民地化政策史である。とりわけ注目するのは、フランスの保護領であったチュニジアとモロッコが独立を果たす過程と、それがフランスの植民地帝国の変容にいかに関与したか、という点である。従来、フランスの脱植民地政策に関しては、インドシナ・アルジェリアのように大規模な紛争となった地域、およびサハラ以南アフリカのように1960年に相次いで独立を果たし、平和的な手段でフランス植民地帝国を大幅に改編した事例に研究の関心が集中してきた。以下で議論する通り、第二次大戦終了当時から1960年に相次いだ植民地独立に至るまで、フランスは植民地政策を大転換しており、その転機となった大きな原因がチュニジア・モロッコ情勢にあるというのが本研究の議論である。



北アフリカ地図

フランスは1946年に第四共和制憲法を制定し、その第八部ではフランス連合が規定された。これは広い意味での全植民地地域が属することが予定された組織で、パリを中心とする極めて中央集権的な組織であった。この組織に属した従属地域は、海外県・海外領土・協働国家などと分類されたが、前二者では一切の自治が認められず、将来的な独立も認められないとされた。協働国家においては一定の自治が承認されたものの、フランス人が強大な力を持っていたことには変わりなかった。これは部分的には、伝統的な意味での同化主義の現れだと言ってよい。本来的な意味でアジア・アフリカの人々をフランス人化しようという同化政策はすでに非現実的であったが、行政面でこの発想は依然として強力だったと言える。現地人の政治的権利は戦前よりは若干大きく承認されたものの、それは現地で自治を行うことではなく、パリの国会に代表を送る権利として現れた。そしてこの組織にチュニジアとモロッコは協働国家として所属することが期待されたが、現地国王であるベイおよびスルタンに拒否され、保護国としての地位を保ち続けた。この結果、両国をフランス連合に加盟させることがフランスの目標となる。

つまりフランスの関心は現地で住民が参加する自律的な組織を作ることではなく、パリを中心とする政治共同体に従属地域を吸収し、いわば「大フランス」を形成することにあつたのである。この意味でフランスは、第二次世界大戦後に至っても、同化主義という思想を保持していたのだと言える。伝統的な同化主義思想は現地人をすべてフランス人化することにあるが、この時期にはさすがに文化・社会面でそれを完全に遂行することは非現実的であった。しかし行政面では、この発想は依然として根強かつたのである。

2. 脱植民地化過程

戦後、チュニジア・モロッコがフランスと自治ないし独立に向けて交渉を開始したのは1950年のことであった。これは前年12月に、国連総会が

リビアの2年以内の独立を勧告したことが大きく影響している。イタリアに20世紀初頭に占領され、領土の一体性すらないにもかかわらずリビアの独立が認められたことは、戦前から主権回復を求める運動を続けてきたチュニジア人を大きく刺激した。1950年春から、ブルギバを代表とするナショナリストのネオ・ドゥストール党を含むチュニジア政府とフランスの交渉が始まった。前者はチュニジア人の主権を回復して自治体制を樹立することを求めたものの、フランスは形式的な譲歩しか示さず、交渉は直ちに停滞した。他方モロッコは秋からスルタン自身が独立をフランスに要求したが、このことは独立に反対するフランス人入植者とエル・グラウイら地方豪族の反発をも招き、国内を二分する深刻な衝突を生んだ。衝突に乗じてフランスは、スルタンに地方議会改革案を一時的に承認させたが、これは将来的なフランス連合加盟への布石であった。

強権的なフランスの態度を見たアラブ諸国は、問題を国連総会に付託した。国連総会でイギリスとフランスは、自身が植民地帝国であることから、この議題を1951年12月の総会で協議することそのものを拒否し、アメリカも英仏の方針に従った。この結果モロッコ側とアラブ側の主張は国際社会で封殺されることになった。これを見たフランスは、停滞していたチュニジアとの交渉に一区切りをつけることを決定し、民族自決を求めるチュニジア側の要求を完全に拒否したのである。



ハビブ・ブルギバ

完全に要求を拒否されたチュニジアのナショナリストは、アラブ諸国に働きかけて問題を国連に持ち込むことに成功した。こうして1952年を通じてチュニジア問題が国連で議論され、まず4月に安保理に問題が付託される。大統領選挙を控えたアメリカでは反植民主義世論が高揚し、政府は

対応に苦慮させられた。依然として植民地問題の国連での議論を拒否する英仏と、それを支持する世論の間で、結局アメリカ政府は棄権を選択した。しかし問題は、同年秋から冬に予定された、第三世界諸国の多い総会での議論であった。総会が問題を取り上げるのが必至だと見たアメリカ政府はそれに賛成し、フランスにも賛成するよう働きかけた。フランスも賛成に傾きかけたが、ここでイギリスが討議反対に回ったことを受け、フランスも討議反対に回る。こうして英仏の共同戦線が結成されたのを見たアメリカは、自身が議論に賛成だと言う立場は変えなかったものの、アラブ諸国が求める、チュニジア・ナショナリストの総会出席には反対に回った。12月末に圧倒的多数をもって採択された総会決議は、英仏とアラブの妥協の産物というべき性格を持ち、フランスとチュニジアが国内自治体制の整備に向けて交渉すべきだと言うものであった。この決議は諸刃の剣というべき効果を持った。第一に、目標を国内自治だと定めたことはフランスの同化政策を明らかに否定していた。しかし第二に、国連自身が介入することは控え、また国内自治の内容自体は特定していなかった。この結果フランスは、自身の傀儡となるチュニジア人を相手に交渉し、フランスの要求を認めさせることも可能になった。こうして国連決議は以後、二重の意味を持って国際圧力として作用し、二国の交渉の形態を大きく規定することになる。

1952年の国連決議後、フランスと両国の交渉は停滞した。国際世論の批判を恐れたフランス政府が、慎重な姿勢を見せたからである。その間、モロッコではスルタンを廃位する計画が進行していた。1953年初めにスルタンは最終的に地方議会案を承認したものの、フランス人入植者たちと地方豪族たちは、モハメド五世こそがフランスの利益にとって障害となって



エル・グラウイ

いると認識したのである。1953年8月、エル・グラウイの指導のもと地方豪族たちの多くは部族の軍隊を率いて首都ラバトに進軍を開始した。親仏派の反乱に対してフランス政府は完全に手詰まりとなった。反乱軍を止めれば彼らの忠誠を失い、とって彼らによるスルタン廃位を許せば、フランスが秩序維持をする能力を持たないことを国内外に示してしまうからである。残された選択はフランス自身によるスルタン廃位であったが、それはフランスが統治責任を果たす能力を保持していることを示す必要があったからである。モハメド五世はマダガスカルに追放され、代わりにエル・グラウイの推薦したアラファがスルタン位に就任した。しかし、理由はなんであれ、スルタンを強制的に廃位したフランスの行為は国際社会から強く批判されることになる。



スルタン・モハメド五世

1954年3月に至り、チュニジアのベイはフランスの改革案を承認した。これはフランス人とチュニジア人の両院から成るチュニジア国会を設立するものであった。両者の意見が異なればフランス人議員の意見が優先されることは明らかであり、実はこの改革は、一見すればチュニジア人の意見を尊重しつつ、民主的にチュニジアのフランス連合加盟を実現するためのものであった。フランスの長年の目標が達成されそうになった瞬間、幽閉されていたブルギバが改革に反対するキャンペーンを開始した。これはフランスではなくベイの権威に挑戦するものであり、彼がナショナリストの大義を裏切り、チュニジア人の主権を否定したと攻撃したのである。同時にチュニジア南部を中心に反仏・反ベイ軍事反乱が開始され、国内は騒然となった。チュニジアでは、民衆の信頼を失ったベイの信任を受けた内閣も信頼を失い、首相に就任する候補者がいなくなるという異常事態を迎え

た。こうした内閣不在の中、チュニジア行政は完全に麻痺したのである。この状況の下、フランス外務省では、ベイに代えてナショナリストを協力者としてチュニジア統治を継続する案が急浮上した。インドシナ戦争での敗北も背景に、旧来のやり方では植民地統治が不可能だと悟ったフランスでは、



カルタゴ宣言
マンデス＝フランス首相（前列左）、ラミン二世（同右）

リベラル派のマンデス＝フランスが首相に就任し、7月末にカルタゴ宣言を発表してチュニジアの国内自治を認めた。ブルギバラナショナリストの主張を容れてチュニジア人の主権を認めたが、将来的な独立は排除された。あくまで形を変えた植民地統治の継続だったのであり、フランスの影響力の温存が目的であった。

この新方式はモロッコでも有効だと認識された。しかし自治体制を構築しようにも、政治発展の遅れたモロッコでは地方豪族が依然として有力である以上、民主的制度を設立するには時間がかかると考えられた。しかし1955年夏に至り、アメリカが国連総会でモロッコ問題を取り上げるのも辞さないという強硬な姿勢を示したことから、フランス政府はモロッコ諸勢力と協議を持った。この結果、アラファの退位と、ナショナリストを含む諸勢力を代表して、不在のスルタンに代えて摂政委員会が統治に当たるという準自治体制の設立が決定された。

しかしこの状況は、1955年9月にエジプト・チェコスロバキア武器取引協定が発表されたことにより一変してしまう。これはソ連がエジプトの大規模な軍拡に協力し始めたことを意味しており、より一般的には、宗主国の力を借りずともアジア・アフリカの植民地が国家建設に乗り出せるようになったことを意味していた。これはまさに、当時のエジプトのナセル首

相が主唱した、アラブ中立主義の現れであった。現にモロッコでは、この取引発表の直後から中立主義的の独立を目指す勢力が急拡大し、またエジプトの援助を得た勢力が軍事反乱を開始した。モロッコが内戦寸前に陥った状況で、10月下旬に突如としてエル・グラウイがモハメド五世の復位を承認し、同時にフランスに独立承認を要求する。これは、内戦寸前に至った現状において、ナショナリストの要求に答えることができ、同時に地方豪族らが形成する封建的秩序を破壊しないという意味で、モハメド五世のみが国の統一性を保ち、内戦を回避できるという判断によるものであった。フランス政府もこの方針に



中央はナセル・エジプト首相（後に大統領）。
右隣はフルシチョフ・ソ連共産党第一書記

同意し、11月以後モロッコの独立に向けた準備が始まった。彼のリーダーシップのもとで政治共同体の維持を可能にするために、独立を約束することで共同体意識を涵養しようという目論見だったのである。

モロッコ独立の承認は、直ちにチュニジアに波及した。チュニジア人はモロッコよりも政治的に発展しているという自負があったため、モロッコ独立を承認するのであれば、チュニジアにも同様の地位を与えなければならないと考えられたのである。仏チュニジアおよび仏モロッコの、独立に向けた交渉は1956年2月に始まった。さらに翌月、両国の独立が原則として合意されたのである。

3. 結論

両国の独立に向けた過程は、一見すれば両国情勢だけに限定される、国際的射程を持たないものに見えるかもしれない。しかし実際には、様々な意味で国際的な動向を反映したものであり、またフランス植民地帝国および国際情勢の双方において大きな意味を持つものであった。

第一に、チュニジアの自治権承認は、ナショナリストの要求を容れて人民の主権を承認したという点で、従来のフランス政策からの大きな転換点と言えた。しかしこれはフランスにとって、あくまでチュニジアにおける影響力を維持するための政策であった。これ以後、フランス政府は海外領土にも同様に国内自治権付与を検討し始める。1956年基本法で、サハラ以南の海外領土の自治権が部分的に承認されたが、この改革のモデルとなったのはチュニジアの自治体制であった。つまりチュニジアの自治権承認は、1960年のアフリカの年に安定的な国家独立を実現するあたり、大きく貢献したのである。

第二に、モロッコ独立の承認は、フランスの影響力をモロッコ人が団結して駆逐したことを意味するものではなかった。むしろ独立承認前に顕著だったのはフランスのプレゼンス維持を求める地方豪族たちの立場であり、むしろこうした諸勢力の分裂を防ぎ、モロッコという政治共同体の維持することこそが独立承認の動機であった。そしてフランスの意図は、モロッコの政治共同体を維持しつつ、それを束ねるモハメド五世を協力者とし、彼と協働しながらモロッコの国家建設を進めることにあったというべきであろう。

第三に、政治発展の遅れたモロッコに先に独立が承認されたことは、大きな逆説を含んでいる。一般の学説では、自治権承認など権力の移譲の延長上に独立があると考えられてきた。しかし現実には両者は別のベクトル上に存在する、別の概念であることが明らかである。すでに第二次大戦中から、アフリカ植民地において、イギリス政府が将来的な自治権付与を承認し始めていた。そして、将来的な独立は排除しているにも拘らず、1954

年夏のフランス政府の新方針にアメリカ政府が支持を与えたことから、当時の国際世論が植民地の独立はまだ求めていなかったことがわかる。つまり、1955年秋にフランスがモロッコ独立を承認する決定を行ったことは、当時の国際スタンダードを凌駕する措置だったのであり、以後アフリカを中心とする新興国の誕生に先鞭をつけたのである。そして1950年代半ば以後の独立は、日本の敗戦の結果発生した、アジア諸国の独立とは異なる理由によって発生したというべきである。換言すれば、フランスによるモロッコ独立こそが、宗主国が独立付与によって影響力を保つという政策に乗り出した、最初の例だったと言える。

第四に、1950年代半ば以後に進んだ独立は、体制転換を伴わない、いわば保守的な独立だったと言わざるを得ない。特に旧英仏領のアフリカ植民地ではこの傾向が顕著であり、両国との政治的紐帯を維持しつつ、アメリカが経済援助などでそれを補強するという傾向が見られた。アメリカもむしろ、自身の政治的責任を増やさないよう、両国の影響力が温存されることを望んだのである。それはアメリカにとっては経済的負担であっても、西側同盟を維持するという政治的目的には適う政策であり、ソ連の影響力を第三世界において封じ込めるという目標に合致するものであった。

こうしてフランスは、北アフリカでの自治権と独立の承認により、行政面でも同化政策を放棄した。そしてフランスの政策転換は、植民地宗主国が敗戦とは別の理由で、自らの政策判断において植民地独立を認めたという意味で、戦後国際政治の大きな潮流を創り出した。しかし同化という発想自体は未だフランス社会で根深い。多文化共生を広く承認する傾向のあるイギリスと異なり、フランス社会では、自由・平等・博愛という共和国の理念に基づき、移民にフランス人化を求める傾向がある。また国際的には、フランス語を主な紐帯とする「フランコフォニー」という組織も存在している。このように見ると同化の発想は依然として、フランスの国内社会と国際的な影響力保持において大きな意味を持っていると考えられる。